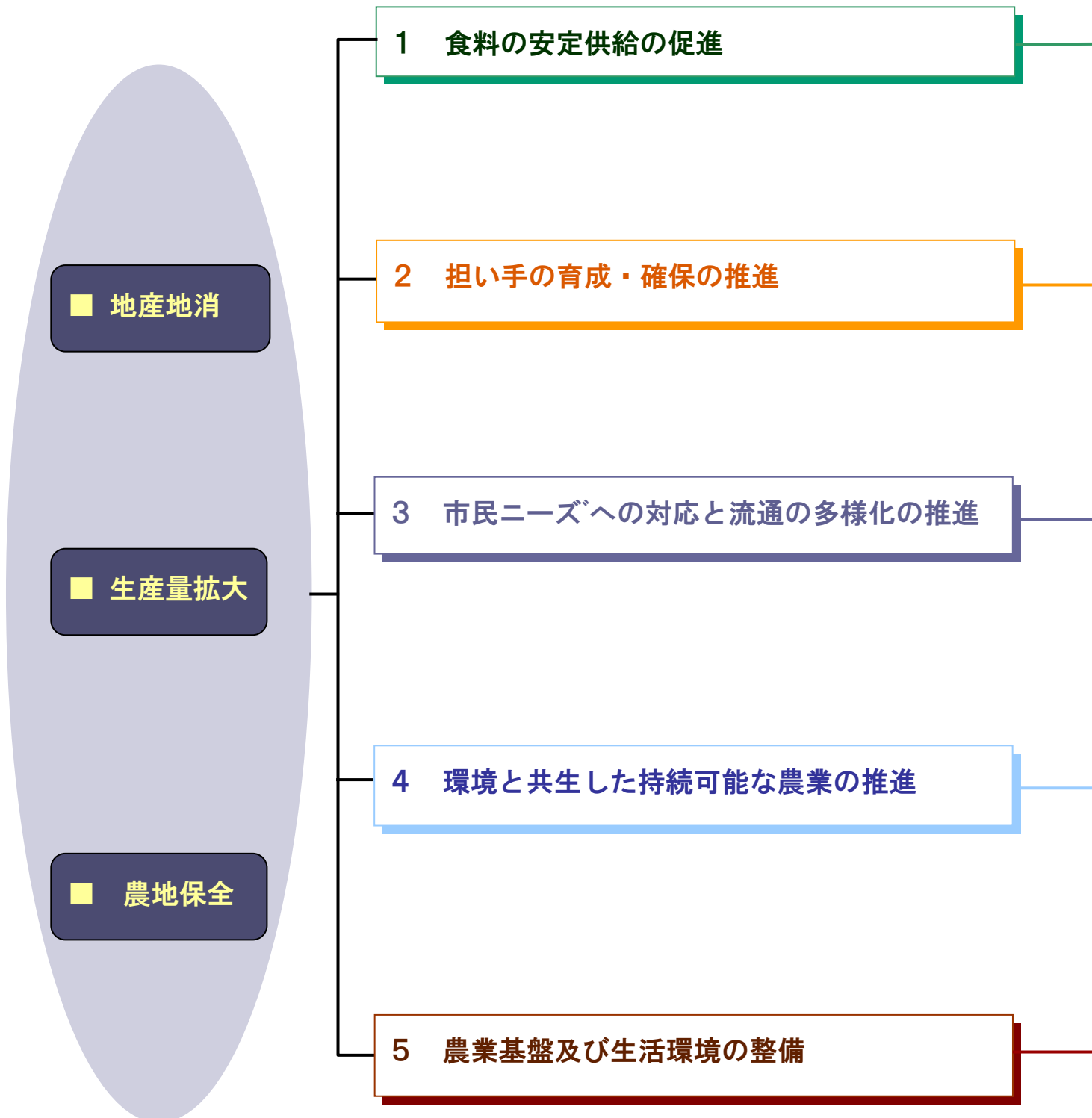


V. 川越市農業振興施策の展開

1. 川越市農業振興施策の体系

【川越市の農業振興方策の3つの柱】

【基本方針】



【施策】

- 1) 生産の高効率化による品質向上、生産量の増大
- 2) 「川越ブランド」の生産振興
- 3) 食品産業と川越農業の連携強化
- 4) 安定した農業経営の確立

- 1) 担い手の育成・確保
- 2) 担い手への農地の利用集積の促進
- 3) 担い手を中心とした産地の生産体制強化
- 4) 都市住民との交流、農業への参画促進

- 1) 地産地消の促進
- 2) 農業者・市民・行政間のネットワークの形成
- 3) 小江戸川越という立地を活かした、観光産業との連携、参入
- 4) 新たな農としての市民農園の整備
- 5) 食育等、地域の食材・食文化への理解促進

- 1) 資源循環の推進
- 2) 農の多面的機能の保全、活用に資する農業基盤整備の推進
- 3) エコファーマー制度の普及・認定推進
- 4) 安全・安心の農産物の確保
- 5) 環境保全につながる制度の導入

- 1) 農地の有効活用のための基盤整備の推進
- 2) 農業水利施設整備の推進、既存施設の適切な更新・保管理
- 3) 川越らしい里山景観の保全、形成のための農業基盤整備の推進
- 4) 農用地区域の保全、遊休農地の発生防止及び解消
- 5) 生活排水処理施設整備の推進

【重点プロジェクト】

●重点プロジェクト1

「川越ブランド」開発プロジェクト

川越らしい農産物の生産・流通の促進・知名度向上を図り、農産物の付加価値を高め、価格の安定につなげます。

●重点プロジェクト2

後継者育成プロジェクト

農業後継者の営農支援（技術、経済的支援）、農業後継者の確保を目指します。

●重点プロジェクト3

農地の利用集積推進プロジェクト

公的機関の仲介により、農地の利用集積を目指します。

●重点プロジェクト4

都市近郊型農業観光プロジェクト

川越農業を知る機会を設け、川越産農産物の消費拡大を目指します。

●重点プロジェクト5

農地保全プロジェクト

関連部署、農業委員会等と連携し、農業振興地域内において土地利用の適正な誘導により、優良農地の保全を目指します。

2. 施策の内容

(1) 食料の安定供給の促進

【施策の構成】

食料の安定供給の促進

- 1) 生産の高効率化による品質向上、生産量の増大
- 2) 「川越ブランド」の生産振興
- 3) 食品産業と川越農業の連携強化
- 4) 安定した農業経営の確立

【現状と課題】

■農業経営状況

- ・ 農業者は減少傾向にあり、農業産出額も平成12年から16年までは微増傾向にあったものの平成17年以降は減少傾向に転じています。しかし、川越市は首都近郊に位置するとともに、33万人を超える人口を有することから、首都圏及び市内消費者への新鮮で安全な農畜産物の供給が望まれます。
- ・ また、1戸あたりの平均耕作面積が比較的小規模であり、かつ、農作業受託農地も分散してしまう傾向にあることから、農地の集約化により、高効率農業を行い、農産物の安定供給を図ることが重要です。

■川越市特産物の生産

- ・ 川越市の特産物は数多く存在します。葉物野菜はもとより、京都にさといもが出荷されるなど、市場から高い評価を得ているものがあります。しかし、そのような川越産農畜産物の優位性は広く知られていません。そのため、「川越ブランド」の開発、認知の促進が重要です。
- ・ また、小江戸川越として、年間約600万人（平成20年）が訪れる当地は、お土産品等特産物の需要も多い状況です。しかし、例えば、菓子等の原材料に使用されるさつまいもに関しては川越産のものを十分供給できていません。川越産のさつまいも等、「川越ブランド」品の生産振興を推進することで、観光、食品産業、農業の連携のもと、農畜産物の価格、生産量の安定化を図ることが重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・ 川越産農畜産物の「川越ブランド」確立を図るとともに、「川越ブランド」農畜産物の生産環境の整備を促進します。
- ・ 川越産農畜産物の加工機能の充実化、食品産業との連携を促進し、川越産農畜産物の消費拡大、生産量増大を目指します。
- ・ 川越産農畜産物の販路拡大を支援します。

《施策の目標等》（◇：目標値 □：指標）

項目	現況値		目標値
◇ さつまいもの生産量(t)	564(平成18年)		700(平成25年)
□ さつまいも(紅赤)の生産量(t)	1(平成20年)		(推移を定期的に把握)
□ 川越市の農業者と商工業者との連携支援件数	1(平成20年度)		(推移を定期的に把握)

1) 生産の高効率化による品質向上、生産量の増大

大区画または互いに近接する、まとまった農地において、品質向上、生産量の増大、価格競争力の強化を進め、「効率的な農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 関係機関と連携し、高生産性農業の普及、品質向上・増産のための技術支援をします。
- ・ 農地の面的集積、近接する農地の利用集積を促進し、生産性向上を支援します。

2) 「川越ブランド」の生産振興

川越産の農畜産物を「川越ブランド」産品としてアピールすることにより、販路の拡大、生産量の増大を進め、「川越市の独自性を活かした農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 川越のブランドとなっている、さつまいもの生産量の拡大や、「紅赤」など、伝統的な「川越いも」のブランド化を支援します。
- ・ 高い評価を得ている川越の野菜、果実、黒豚、狭山茶等を「川越ブランド」としてアピールします。
- ・ 「川越ブランド」の独自性構築に向け、関係機関と連携し、新たな農産物や品種の開発、生産を支援します。
- ・ 「川越ブランド」の直販システムの構築を支援します。



川越ブランドを代表するさつまいも



川越市内にある「狭山茶発祥の地」石碑

3) 食品産業と川越農業の連携強化

食品産業と農業者の連携により、川越産農畜産物の消費拡大、さらなる生産量の増大を進め、「加工・業務用需要に対応できる農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 農業者と「川越ブランド」を扱う食品産業との連携による加工品開発を支援します。
- ・ 埼玉川越総合地方卸売市場を通じた流通機構の充実を図ります。
- ・ 農業者と食品産業、飲食店との情報交換の場を創出します。

4) 安定した農業経営の確立

畜産業の経営支援や小規模農業者の農作業の機械化の支援を進め、「小規模でも経営が安定した農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 家畜経営の安定化対策関連事業を推進します。
- ・ 畜産施設の周辺環境への影響緩和を支援します。
- ・ 小規模農業者が行う、農業機械の導入に伴う借入に対して助成を行います。
- ・ 土壌病害虫防除対策事業や地場農産物消費拡大事業等の園芸特産振興関連事業を推進します。



市内畜産農業者の黒豚

V. 川越市農業振興施策の展開

[農業者、消費者の意向]

「川越市の農業に関するアンケート調査結果」(H20)より

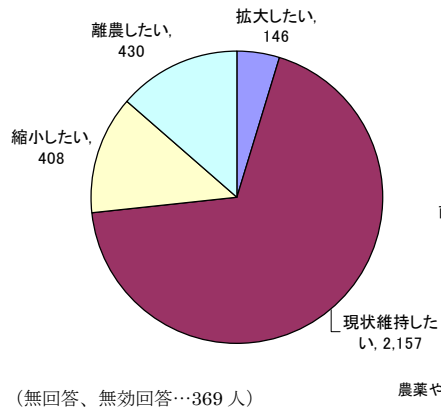
●農業者の意向

- ・今後（向こう5年程度）の農業経営の規模について、「縮小したい」「離農したい」が「拡大したい」を上回り、現状のままでは、将来的に農業生産の縮小が予想されます。
- ・「縮小したい」「離農したい」と回答した農業者のうち、所有農地については、「誰かに貸す」、「売却する」が多く、上記農業者の農地を受託する担い手の確保が重要です。

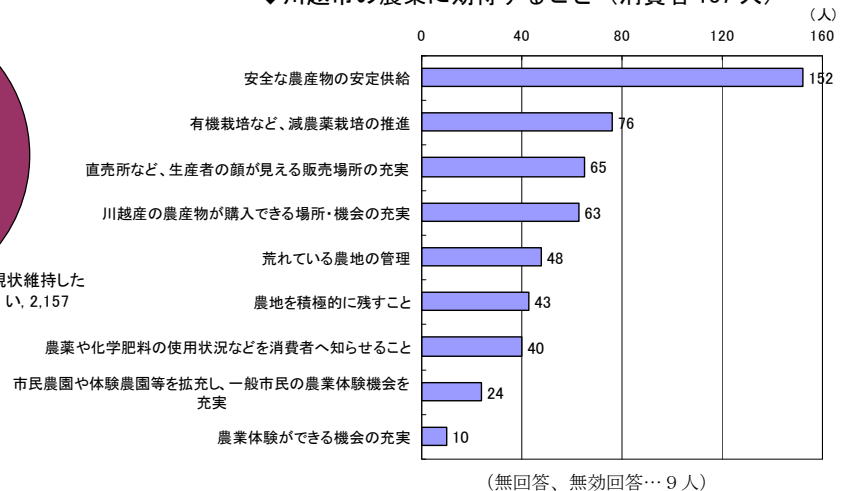
●消費者(市民)の意向

- ・「農業に期待すること」に「安全な農産物の安定供給」が最も多く選ばれました（約81%）。

◆今後の農業経営規模（農業者 3,510 人）



◆川越市の農業に期待すること（消費者 187 人）



生産の高効率化が望まれる水田地帯

(2) 担い手の育成・確保の推進

【施策の構成】

担い手の育成・確保の推進

- 1) 担い手の育成・確保
- 2) 担い手への農地の利用集積の促進
- 3) 担い手を中心とした産地の生産体制強化
- 4) 都市住民との交流、農業への参画促進

【現状と課題】

■認定農業者数の増加

- ・農家戸数は、昭和 45 年以降、一貫して減少傾向にあります。昭和 45 年を基準とした平成 17 年の減少率は全国、埼玉県より緩やかではあるものの、農業者の減少傾向はとどまっていません。しかし、川越市内の認定農業者数は平成 21 年 1 月現在で 121 人となっており、平成 13 年度以降増加傾向にあります。農業者が減少する中、認定農業者等、効率的で安定した農業経営を担う中核的な農業者の育成・確保が重要です。

■特定組織による営農活動状況

- ・本市にはすでに、川越市 4 H クラブや沼端地区の集落営農組織等、市内各地域で新たな取組を実践するグループが存在します。これらの取組を支援するとともに、新たな営農組織の形成を支援することが重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・中核的な担い手の育成、支援を行います。
- ・新たな担い手確保に向け、後継者育成、新規就農希望者支援、女性農業者や高齢農業者支援を行います。
- ・地域単位で農地を管理、営農を続ける体制の構築に向けて、川越市内の各地区の特性に即した組織・体制整備のあり方を検討します。あわせて、地域単位での新たな組織作りを支援します。

《施策の目標等》（◇：目標値 □：指標）

項目	現況値		目標値
◇ 認定農業者数	121(平成 20 年)	⇒	150(平成 25 年)
◇ 農業法人数	3(平成 20 年)	⇒	4(平成 25 年)
□ 公的機関の介在による農地の利用権設定件数	144(平成 19 年度)		(推移を定期的に把握)
□ 3ha 以上の経営耕地面積の経営体数	33(平成 17 年)		(推移を定期的に把握)
□ 1 経営体当たりの経営耕地面積(a)	105(平成 17 年)		(推移を定期的に把握)

1) 担い手の育成・確保

組織的な営農集団から新規就農希望者まで、「多様な担い手が育む農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 認定農業者を支援し、中核的な担い手を育成します。
- ・ 川越市4Hクラブ等、農業の後継者の取組を支援します。
- ・ 新規就農希望者に対し、関係機関と連携し、情報提供、技術指導、農地確保等に関する支援を行います。
- ・ 女性農業者や高齢農業者等の幅広い農業の担い手を育成します。
- ・ 農業生産法人の設立等、農業者による生産組織の形成を支援します。
- ・ 地域での営農集団の形成に際し重要な役割を担う、リーダー人材の育成を行います。
- ・ 新たな担い手として、企業等による農業参入の支援を検討します。



川越市4Hクラブ

2) 担い手への農地の利用集積の促進

公的機関の仲介により、経営規模の拡大を志向する農業者への農地利用集積を進め、「効率的な農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 公的機関の仲介による担い手への農地利用集積を促進します。

3) 担い手を中心とした産地の生産体制強化

認定農業者や組織的な営農集団を育成、確保し、生産体制の強化を進め、「多様な経営体が支える農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 認定農業者の営農を支援し、また認定農業者の認定の増加に取り組みます。
- ・ 集落営農組織の営農を支援します。また、新たな集落営農組織づくりを支援します。
- ・ 土地取得、大型機械の導入による借入を行う農業者に対し、国の制度資金の活用など、経済的支援を行います。

4) 都市住民との交流、農業への参画促進

都市住民が川越市の農業に関する認識を深め、積極的に農業に携わる、「都市住民が参画する農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 都市住民で構成する、農業支援組織の認定等、援農のしくみづくりを検討します。
- ・ 農業祭や交流イベント等、都市住民と農業者の交流の機会を創出します。

V. 川越市農業振興施策の展開

〔農業者、消費者の意向〕

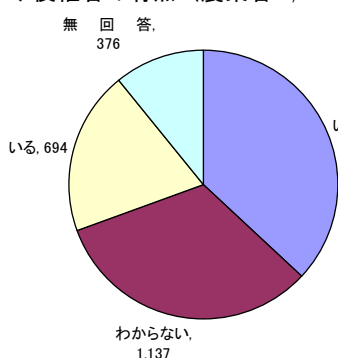
「川越市の農業に関するアンケート調査結果」(H20)より

●農業者の意向

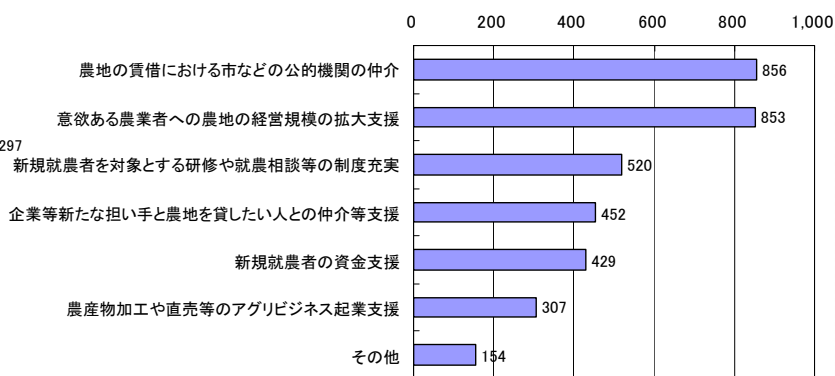
- ・後継者がいない農業者が約 37%にのぼっています。
- ・また、所有する農地を将来どうするか、「具体的に考えていない」、休耕地に関しては「当分はそのままにしておきたい」という意見が多数を占めています。
- ・さらに、経営耕地面積が小さいほど後継者がいない率が高く、上記からも、近い将来、多くの小規模農地が新たな担い手を必要とする時が訪れることが予想されます。
- ・「農業の担い手を育成し、確保するために必要と考える支援施策」に関しては、1 番目に「農地の賃借における市などの公的機関の仲介」(24.4%) が、ついで 2 番目に、「意欲ある農業者への農地の経営規模の拡大支援」(24.3%)、3 番目に「新規就農者を対象とする研修や就農相談等の制度充実」(14.8%) が多く選ばれました。

◆農業の担い手を育成し、確保するために必要な支援策（農業者 3,510 人）

◆後継者の有無（農業者 3,510 人）



(無回答、無効回答…382 人)



(無回答、無効回答…1,778 人)

(用語解説)

- ・ **集落営農組織**：「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のこと。一般的に一定のまとまりのある団地的土地利用や機械の共同利用等による農業生産のみならず、農村生活での共同活動も含め、地縁的な関係を基調とする 1 ないし複数集落を基盤に、兼業農家や高齢農家を含めた農家の協力のもとに行う。
- ・ **農業生産法人**：農業経営を行うために農地を取得できる法人であり、有限会社、農事組合法人、合名会社、合資会社、株式会社（株式の譲渡制限のあるものに限る）の 5 形態がある。
- ・ **4 H クラブ**：川越市の 4 H クラブは、10 代～20 代の青年約 20 名で構成されている。

(3) 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進

【施策の構成】

市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進

- 1) 地産地消の促進
- 2) 農業者・市民・行政間のネットワークの形成
- 3) 小江戸川越という立地を活かした、観光産業との連携、参入
- 4) 新たな農としての市民農園の整備
- 5) 食育等、地域の食材・食文化への理解促進

【現状と課題】

■川越産農産物に関する消費者の需要への対応状況

- ・消費者の川越産農産物への関心はとても高い状況にあります。しかし、現在市内においては、農産物直売所が3箇所しかなく、スーパー等での川越産農産物取扱コーナーも限られていることから、川越産農産物を購入できる場所、機会の創出が求められています。
- ・また、近年、農業への関心が高まり、市民農園利用の人气が上昇しています。しかし、市内の市民農園は1箇所のみであり、今後、都市住民が農に親しめる新たな環境・機会づくりが重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・地産地消を促進するため、農業者と消費者を結びつける各種方策を推進します。
- ・小江戸川越観光との連携方策を検討し、川越市の農業の振興を図ります。
- ・農業者、行政、関連産業との連携を促す、多様な主体間のネットワーク基盤を形成します。

《施策の目標等》（◇：目標値 □：指標）

項目	現況値		目標値
◇ 農産物直売所数	3(平成20年)	■➡	5(平成25年)
◇ 農業ふれあいセンターの利用者数	9万(平成20年)	■➡	10万(平成25年)
◇ 学校給食への川越産野菜使用割合(%)	152(平成19年)	■➡	20(平成30年)
□ 農産物庭先販売所数	〔新規〕		(推移を定期的に把握)

1) 地産地消の促進

市民等が身近な場所で、いつでも、安全・安心な川越産農畜産物を購入できる供給体制を構築し、域内消費を進め、「地域に目を向ける農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 川越産農畜産物の安全・安心の確保方策を整備します（顔の見える産地づくり：参照「(4) 環境と共生した持続可能な農業の推進」）。
- ・ スーパーや飲食店等と連携し、川越産農畜産物の扱いを促進します。
- ・ 地元の八百屋等、小売店での川越産農畜産物の扱いを促進します。
- ・ 直販システム構築等、流通ルートの多様化を支援します。
- ・ 庭先販売マップ作成や、川越ブランド使用飲食店を紹介する「食のマップ」づくり等、地産地消の促進に資する「マップ」を作成します。
- ・ 埼玉川越総合地方卸売市場の利用を促進します。
- ・ 小規模な農産物直売所の設置・運営に対して支援します。



埼玉川越総合地方卸売市場で行われるマグロのせり

2) 農業者・市民・行政間のネットワークの形成

都市住民と農業者の交流を進め、川越市の農業を軸に、「農業者・市民・行政間のネットワークが機能する農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ イベント開催等を通じ、都市住民と農業者の交流機会を創出します。
- ・ 農政モニター制度を通じ、消費者意識の把握、農業者への情報提供を行います。
- ・ 農業ふれあいセンターを活用し、農業者・市民・行政間のネットワークの核の形成を図ります。

3) 小江戸川越という立地を活かした、観光産業との連携、参入

小江戸川越における観光産業（3次産業）や市内の商工業（2次産業）と農業（1次産業）の連携を進め、「第6次（1×2×3）産業が展開する川越」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 農業者・市民・行政・観光事業者の連携により農業体験型観光の開発を行うなど、観光の事業展開を支援、促進します。
- ・ 首都近郊という立地を活かした日帰り型の農業体験事業モデルを検討します。
- ・ 伊佐沼周辺施設等を核とした観光拠点を形成するとともに、農業者・市民・行政・観光事業者の連携により、同エリアで展開する観光プログラム開発を支援します。
- ・ 中心市街地と郊外農地、地域資源を結ぶ観光ルートを検討します。
- ・ 郷土料理の再発見と現代風へのアレンジ等、名物料理の創出を支援します。あわせて、関係する（食材となる）農産物の生産を促進します。
- ・ 市内飲食店における川越産農産物の使用を促進します。

4) 新たな農としての市民農園の整備

行政や農業者の負担のみに頼り運営されるのではなく、体験型農園など、新たな農業経営形態を生み出す、「農とのふれあいの場が確保される農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 市民等利用者のニーズを把握し、農に求める内容、程度に応じた市民農園の整備を行い、無理の無い、新たな農としての市民農園の運営を推進します。
- ・ 体験型農園の整備を推進し、新たな農業経営形態の確立を図ります。
- ・ 遊休農地を活用し、新たに農とのふれあいの場を創出するなど、遊休農地解消を推進します。
- ・ 市街化区域など、市民の通いやすい場所へ、市民農園の設置を推進します。

5) 食育等、地域の食材・食文化への理解促進

都市住民が川越市の農業を通じて地域の食材・食文化への理解を深める、『食』の大切さを示す農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 農業者の連携により食材の必要数量・質を確保し、学校給食における川越産農産物の利用を促進します。
- ・ 学校農園の整備、農業者との連携による営農指導により、学校での農業体験機会の創出を推進します。
- ・ 学校と農業者とのネットワークづくりを支援し、食育を推進します。

〔農業者、消費者の意向〕

「川越市の農業に関するアンケート調査結果」(H20)より

●農業者の意向

- ・「地産地消に関する取組状況と今後の意向」は「取り組んでいない、今後も行わない」が最も多く、ついで、2番目に「取り組んでいる、今後行う」(15.0%)が、3番目に「取り組んでいないが、今後行いたい」(9.7%)が多く選ばれました。

◆地産地消の取組状況（農業者 3,510 人）

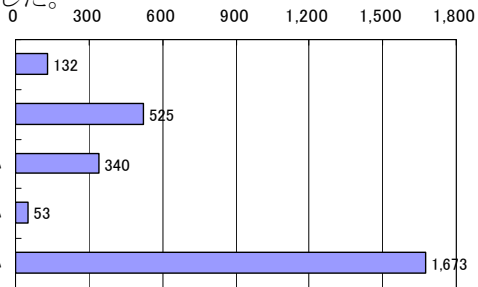
取り組んでいる、今後行う(出荷を増やしたい)

取り組んでいる、今後行う(現状維持)

取り組んでいないが、今後行いたい

取り組んでいるが、やめたい

取り組んでいない、今後も行わない



(無回答、無効回答…787人)

- ・「地産地消の取組拡大に向けて必要と考えること」については、1番目に「農産物直売所を増設する取組」(11.6%)が、ついで2番目に「学校給食での地場農産物の使用を増やす取組」(8.2%)が多く選ばれました。

◆地産地消推進方策（農業者 1,050 人）

農産物直売所を増設する取組

学校給食での地場農産物の使用を増やす取組

スーパー等での地場産コーナーを増やす取組

庭先販売、無人販売所などを増やす取組

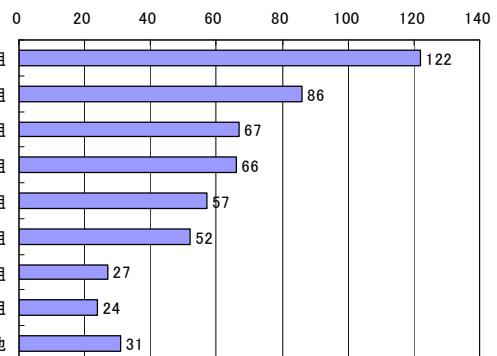
地場産農産物の様々な情報提供を行う取組

生産者・消費者が交流するイベントの回数を増やす取組

地場産農産物を使用した新たな商品を開発する取組

地場産農産物を使用するレストラン等を増やす取組

その他



(無回答、無効回答…811人)

●消費者(市民)の意向

- ・「ふだん農産物を購入する時に川越産を意識していますか」という問いに対し、「強く意識している」(24.1%)、「やや意識している」(49.7%)が1位、2位となっており、「意識している」割合は7割を超えています。

◆川越産であることの意識（消費者 187 人）

強く意識している

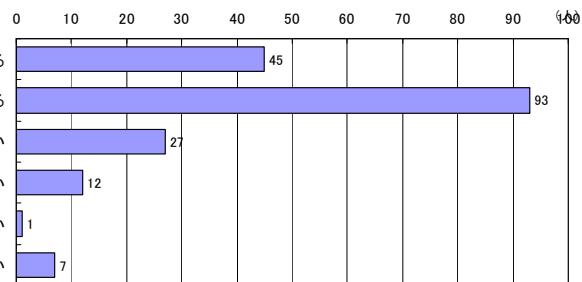
やや意識している

どちらともいえない

あまり関心がない

全く関心がない

見かけることはない



(無回答、無効回答…2人)

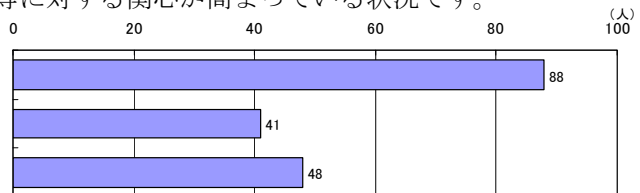
- ・「あなたは近くに市民農園が開設されたら利用しますか」という問いに対しては、「利用したい」(47.1%)が約半数に迫るほど農業体験等に対する関心が高まっている状況です。

◆市民農園が開設された場合の利用意志（消費者 187 人）

利用したい

特に興味はない

その他



(無回答、無効回答…10人)

(用語解説)

- ・農政モニター：本市の農業行政について、農業者及び消費者から意見を聴取し、今後における本市の農業の振興に資するため設置したもの。

(4) 環境と共生した持続可能な農業の推進

【施策の構成】

環境と共生した持続可能な農業の推進

- 1) 資源循環の推進
- 2) 農の多面的機能の保全、活用に資する農業基盤整備の推進
- 3) エコファーマー制度の普及・認定推進
- 4) 安全・安心の農産物の確保
- 5) 環境保全につながる制度の導入

【現状と課題】

■環境保全型農業の実施状況、浸透状況

- ・消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中、農作物の生産工程における環境への配慮、安全への配慮に注目が集まっています。
- ・わが国においても農薬使用については様々な取組がなされていますが、生産者側に、環境保全型農業が必要とする実際の取組内容が十分認識されていない状況です。
- ・経営耕地面積の規模別では、小規模の耕地を経営する農業者ほど、有機栽培など減農薬栽培への取組状況が低い傾向にあります。
- ・農産物の安全・安心の確保を図るために、どのような取組が必要となるのか、農業者への普及を行うとともに、実践に向けた技術支援、生産物の販路拡大支援を行うことが重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・都市部のバイオマス資源の活用等、域内の循環システムの構築を図ります。
- ・環境保全型農業等、環境と共生した農業の普及を行い、関連情報提供のほか、実践する上での技術的な支援を拡充します。
- ・環境保全型農業の経営面での優位性を明らかにするとともに、同農業での農産物の販路拡大を支援するなど、環境保全型農業のさらなる展開を図ります。
- ・以上の取組を通じて、川越市の農村環境の保全、消費者への安全・安心な川越産農産物の提供を行います。

《施策の目標等》（◇：目標値 □：指標）

項目	現況値		目標値
◇ エコファーマー認定数	19(平成20年)	⇒	28(平成25年)
◇ 特別栽培農産物に取り組む農業者数	82(平成20年度)	⇒	100(平成25年度)

1) 資源循環の推進

都市部および農業によって生み出される資源の循環のしくみを構築し、「地域の資源を有効利用する農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・都市部のバイオマス資源の農業への活用方策を検討します。
- ・農業廃棄物のリサイクル、適正処理を推進します。
- ・三富地域の循環システムについての関連情報を提供します。

2) 農の多面的機能の保全、活用に資する農業基盤整備の推進

農地、農業が有する多面的機能の適正な評価、保全、活用を進め、「『農』の多面的機能を増進する農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・低地部水田、台地部畑・樹林地が有する多面的機能を評価し、評価結果に基づき土地利用誘導方策（農地等の保全、活用方策）を検討します。
- ・農地が有する多面的機能のPRを推進します。
- ・地球温暖化防止対策における農業の役割を推進していきます。
- ・農地・水・環境保全向上対策事業等、農地の生態系保全に資する取組を推進します。



農地・水・環境保全向上対策事業により農業者と市民の協働で伊佐沼周辺の休耕田に植栽されたヒマワリ

3) エコファーマー制度の普及・認定推進

環境保全型農業を熟知し、実践するエコファーマーの育成を進め、「安全・安心な農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・エコファーマー制度の普及・認定を推進します。
- ・エコファーマーによる農産物のPRを支援します。
- ・エコファーマーによる農産物の販売場所の拡充・整備を支援します。

4) 安全・安心の農産物の確保

環境保全型農業を実践するとともに生産履歴を記録・評価し、必要に応じて農業手法の改善を進め、「生産履歴を示す農業」を目指します。

[取組の内容]

- ・農業者に対し、商品の表示に活用できる営農情報の整理方法等を普及します。
- ・農産物の出荷の際の生産履歴の表示（開示）を促進します。
- ・JAS 法等に定める表示が適正になされるよう推進します。
- ・環境保全型農業に関する情報提供を拡充し、環境保全型農業を普及します。
- ・土壌分析や農薬チェック等に関して、関連機関と連携し環境保全型農業を行う上で必要となる検査実施の支援を行います。

5) 環境保全につながる制度の導入

環境保全につながる制度を熟知、遵守する農業者が取り組む、「農村環境にも、消費者にもやさしい農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 関係機関と連携し、農薬や化学肥料の使用量を削減した農法を普及します。
- ・ 特別栽培農産物の生産、消費を促進します。
- ・ GAP制度の普及、導入を促進します。
- ・ ポジティブリスト制度の周知を徹底します。



県内有数の作付け面積がある、川越のほうれん草

V. 川越市農業振興施策の展開

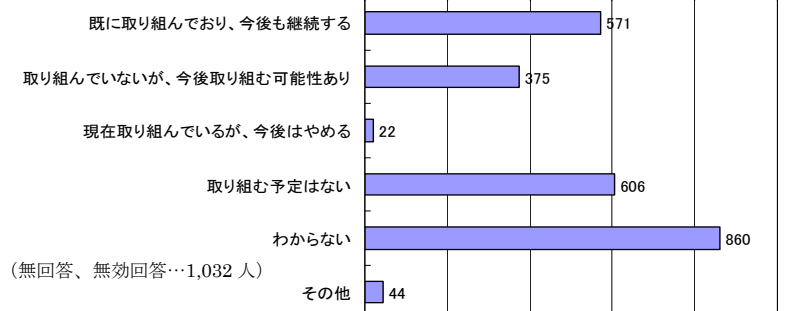
【農業者、消費者の意向】

「川越市の農業に関するアンケート調査結果」(H20)より

●農業者の意向

- ・「有機栽培など減農薬栽培への取組」については、「既に取り組んでおり、今後も継続する」が571人、「取り組んでいないが、今後取組む可能性あり」が375人に選ばれました。

◆有機栽培等取組み状況 (農業者 3,510 人)

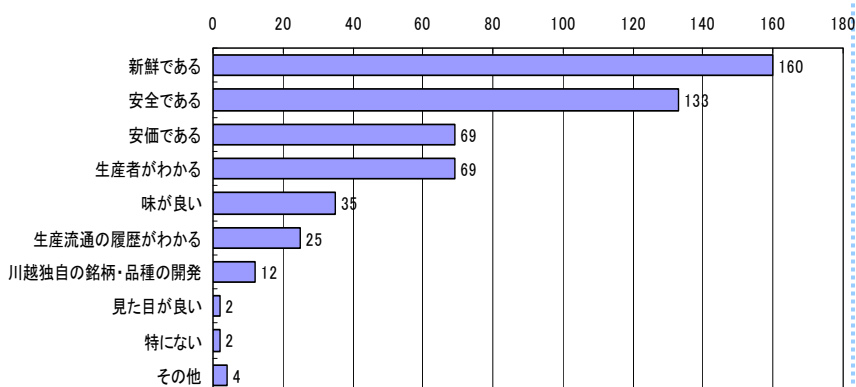


- ・「有機栽培など減農薬栽培を拡大するために必要な支援策」については、1番目に「生産コストに見合う価格で取り引きしてくれる販路の確保」(19.5%)が、ついで2番目に「収量、品質を確保できる技術の確立」(6.5%)が多く選ばれました。

●消費者(市民)の意向

- ・川越産の農産物購入時に求めることは、1番目に「新鮮である」(85.6%)が、ついで2番目に「安全である」(71.1%)が選ばれるなど、食の安全・安心に対する関心の高さが伺えます。
- ・「有機栽培など、減農薬栽培された農産物を購入する上で求める条件」については、「表示が信頼できること」(74.3%)が最も多く選ばれました。

◆川越産農産物に求めること (消費者 187 人)



(用語解説)

- ・環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。
- ・ポジティブリスト：基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。
- ・GAP：Good Agricultural Practice の略で、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等のための生産工程の管理手法。
- ・JAS法：正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」で、飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることの保証や、原材料、原産地など品質に関する一定の表示の義務付けについて定めたもの。

(5) 農業基盤及び生活環境の整備

【施策の構成】

農業基盤及び生活環境の整備

- 1) 農地の有効活用のための基盤整備の推進
- 2) 農業水利施設整備の推進、既存施設の適切な更新・保全管理
- 3) 川越らしい里山景観の保全、形成のための農業基盤整備の推進
- 4) 農用地区域の保全、遊休農地の発生防止及び解消
- 5) 生活排水処理施設整備の推進

【現状と課題】

■農業基盤

- ・農業者から要望がある地区について順次農業基盤整備を推進してきました。引き続き整備を推進するとともに、今後は、利用集積、面的集積に資する農業基盤整備を行うことが重要です。
- ・一方、近年、農業者の減少により農業水利施設の維持管理が困難になってきています。農業水利施設の必要な更新、保全管理を行うことが重要です。
- ・低地部では田園景観が広がり、台地部では三富地域に代表される樹林地と一体となった畑地景観など、川越らしい里山景観が展開しています。しかし、市街化の進展、耕作放棄地の増加等により、その里山景観が変化しつつあることから、川越市の里山景観を保全することが重要です。

■生活環境

- ・農業集落排水施設整備を推進し、住戸の適切な生活排水処理により農村環境の保全を図ります。さらに、近年市街地周縁部の農地において、比較的密度の高い住宅開発が見られることから、緑住農が調和し、農業後継者を育み、新規就農者を惹きつけるような、定住促進に資するゆとりある住環境の創出が重要です。

【施策の内容】

《施策の展開に際しての基本的な考え方》

- ・既存施設の長寿命化を図るとともに、新規整備の際は、利用集積、面的集積に資する整備を推進します。
- ・農業基盤整備に関する支援施策の情報提供を拡充するとともに、地域の意向をふまえ整備を推進します。
- ・土地利用の適正な誘導により優良農地を保全するとともに、遊休農地の発生の防止・解消を図ります。
- ・川越らしい里山景観を保全するとともに、緑住農が調和したゆとりある生活環境を形成します。

《施策の目標等》（◇：目標値 □：指標）

項目	現況値		目標値
◇経営耕地面積(ha)	2,654(平成17年)	→	現状の面積を確保(平成27年)
◇農業集落排水施設整備地区数	1(平成20年)	→	2(平成25年)
□農用地区域(ha)	2,408(平成20年)		(推移を定期的に把握)
□農業振興地域(ha)	3,600(平成20年)		(推移を定期的に把握)

1) 農地の有効活用のための基盤整備の推進

農業生産施設が整った大区画または互いに近接するまとまった農地において、品質向上、生産量の増大、価格競争力の強化を進め、「効率的な農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 面的集積に向けた低コストなほ場整備を推進します。
- ・ 分散農地間の移動時間短縮に資する農道等の整備を推進します。
- ・ 水田の汎用化を推進します。
- ・ 土地改良事業等、農業基盤整備に関する補助事業等支援施策の広報を強化します。

2) 農業水利施設整備の推進、既存施設の適切な更新・保全管理

既存施設の適切な更新・保全管理により、施設の長寿命化を進め「低コストな農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 農業者の意向をふまえ、灌漑・排水施設整備を推進します。
- ・ 農地・水・環境保全向上対策事業を推進するとともに、同対策を基にした取組の継続に資するしくみづくりを図ります。

3) 川越らしい里山景観の保全、形成のための農業基盤整備の推進

川越市独自の里山景観の重要性を市民、農業者が認識し、「川越らしい里山景観を継承する農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 伊佐沼を中心とした水田、福原地区の畑地など、川越らしい里山景観を保全します。
- ・ 地域住民も参加できる里山景観の保全活動を促進します。
- ・ 緑住農が調和したゆとりある生活環境整備を推進します。



地域の文化・歴史を今に伝える三富地域の景観

4) 農用地区域の保全、遊休農地の発生防止及び解消

農用地区域を保全します。また、遊休農地の利用集積を進め、「農地を有効活用する農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 長期的に農業振興を図るべき地域を保全します。
- ・ 農用地区域における他の用途への土地利用については、その区域以外へ誘導することにより、農用地区域を保全します。
- ・ 遊休農地をその状況に応じて区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、利用集積等を通じてその発生防止・解消を推進します。

5) 生活排水処理施設整備の推進

生活排水処理を適正に行い、「良好な水環境に育まれる農業」を目指します。

【取組の内容】

- ・ 生活排水処理基本計画に基づき、農業集落排水施設、下水道、浄化槽との一体的な整備を推進します。
- ・ 各家庭へ浄化槽の維持管理の徹底を呼びかけ、生活排水の水質浄化を促進します。

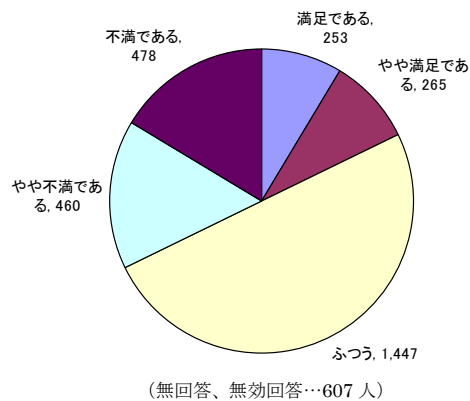
[農業者、消費者の意向]

「川越市の農業に関するアンケート調査結果」(H20)より

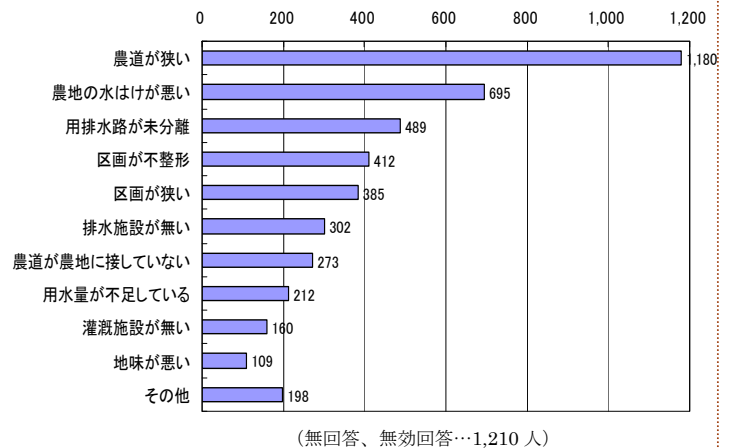
●農業者の意向

- ・「農地の整備状況」に関しては、「やや不満＋不満」が「満足＋やや満足」を上回っています。
- ・改善が必要な農業基盤としては、1番目に「農道の狭さ」が多く選ばれ、ついで、「農地の水はけが悪い」、「用排水路が未分離」、「区画が不整形」、「区画が狭い」の順に選ばれました。
- ・農道の狭さに関しては、市内低地部で意見が多く、水はけの悪さに関しては、市内台地部で多くの指摘がありました。

◆農地の整備状況（農業者 3,510 人）



◆改善が必要であると考える農業基盤（農業者 3,510 人）



(用語解説)

- ・ **経営耕地面積**：農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有して耕作している耕地と、よそから借りて耕作している耕地の合計である。
- ・ **農業振興地域**：「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域のこと。
- ・ **農用地区域**：「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町村が指定を行う、農業振興地域内において今後とも相当長期にわたって農業上の利用を確保すべき土地の区域のこと。